

共済のあゆみ

<http://www.kyosai-miyagi.or.jp>

令和6年1月

260



CONTENTS

年頭のごあいさつ
 令和5年度「医療費通知書」について
 育児休業手当金について
 傷病手当金について
 マイナンバーカードの保険証利用
 がん検診・インフルエンザ予防接種助成
 こころケア♡とも
 卓球大会

P 2
 P 3
 P 4
 P 5
 P 6
 P 6
 P 7
 P 8

バレーボール大会
 特定健診・特定保健指導は受けましたか？
 特定健診・特定保健指導実施状況
 貸付事業のご案内
 物貸事業のご案内
 共済貯金からお知らせ
 委託保養所情報

P 9
 P 10
 P 11
 P 12
 P 13
 P 14
 P 15

白石スキー場

表紙写真ご紹介

▲白石の冬のレジャースポット「みやぎ蔵王白石スキー場」です。今年もお得なイベントやスキー・スノーボード教室など盛りだくさん用意しています。

ファミリーからシニアまで幅広く楽しめる白石スキー場にぜひお越しください！

冬の白石城

▶雪化粧の白石城！雪を抱いた蔵王山をバックに自然色の白石城をぜひご覧ください！



ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

年頭のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

令和6年の新年を迎えるにあたり、組合員並びにご家族の皆様方に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

旧年中は当共済組合に対し、格別なるご支援とご協力を賜り、誠に有難うございました。

さて、年金制度に関しましては、本年は5年に一度の財政検証の年で、その結果を踏まえ、社会保障審議会年金部会で具体的制度改正が取りまとめられることから、今後の周知・広報等に適切に対応して参ります。



宮城県市町村職員共済組合
理事長 若生 裕 俊

医療保険制度につきましては、少子高齢化、医療費増加等の課題に直面しており、令和6年度は、全世代で負担能力に応じて公平に支え合う仕組みとして、前期高齢者の給付について報酬水準に応じた調整が導入されるなど、制度改正による財政への影響にも留意して参ります。

また、令和6年秋には健康保険証の廃止が予定されており、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進を図っていかねばなりません。

組合員並びにご家族の健康の確保と幸福な人生は保健事業による最重要事項となることから、令和6年4月から開始する「第3期データヘルス計画」に基づき、組合員や被扶養者の皆様の健康増進事業を引き続き推進していくとともに、各種検診の受診率向上を図り、医療費の適正化に取り組んで参りますので、組合員並びにご家族の皆様はもとより、各地方公共団体のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

貯金・貸付・物資の各事業におきましても、生活支援の一助として事業内容の積極的なPRを行い、組合員の皆様のニーズにお応えできるよう取り組んで参ります。

保養所「パレス松洲」につきましては、おかげさまで、皆様から大変ご好評を得ているところで、組合員並びにご家族の皆様にご心身ともにリフレッシュしていただけるよう精一杯のおもてなしに努めて参りますので、今後ともなお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

本組合は組合員並びにご家族の皆様の生活の安定と福祉の向上のため、直面する諸問題に的確に対応するよう役職員一同、最善の努力を尽くして参る所存でございますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

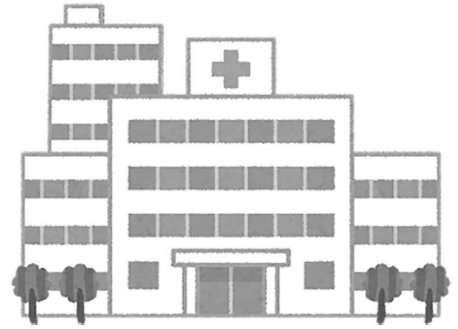
最後に、各地方公共団体のご発展と今年一年が皆様にとって幸多き年となりますようご祈念申し上げます、年頭のごあいさつとさせていただきます。

事務局長	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	監事	監事	監事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事長
丸山泰弘	加藤久美子 (角田市職員)	鈴木利夢 (名取市職員)	林大貴 (気仙沼市職員)	及川貢 (南三陸町職員)	相澤順 (東松島市職員)	保原和成 (石巻市職員)	山田周伸 (亘理町長)	佐藤光樹 (塩竈市長)	早坂利悦 (色麻町長)	渥美巖 (東松島市長)	熊谷大 (利府町長)	菅原茂 (気仙沼市長)	小野廣 (学識経験者)	芦田竜司 (美里町職員)	寺澤薫 (七ヶ浜町長)	佐藤完 (塩竈市職員)	北館和彦 (元登米市職員)	岸善則 (大崎市職員)	山田司郎 (名取市長)	村上英人 (蔵王町長)	若生裕俊 (富谷市長)	

外職員一同

令和5年度「医療費通知書」

組合員や被扶養者のみなさまが医療機関等を受診した際の医療費を記載した「医療費通知書」を、1月下旬(予定)にお勤め先の共済事務担当課を經由してお届けします。令和5年度の医療費通知書は、10月号でお知らせしたとおり「令和5年1月から10月診療分」です。



なお、マイナポータルにおいて、令和3年9月受診分以降の医療費情報を閲覧できます。詳細はマイナポータルホームページをご覧ください。

また、併せてジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を記載した「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお届けします。(500円以上の差額が見込まれる方のみを対象)

医療費通知書(イメージ図)

※処理対象期間(診療期間は令和5年1月~10月)

(氏名) 共済 太郎												令和5年3月~令和5年12月分	
(所属所名) 宮城県市町村職員共済組合													
受診者氏名 医療機関名	診療 年月	日 数	診療区分 給付種別	医療費 総額	法定 給付額	公費 負担額	窓口 負担額	家族療 養費附 加金等	高額療養費	支給額	確定申告用 自己負担額		
共済 太郎	5 4	1	医科入院 外	5000	3500		1500				1500		
〇〇〇メディカルクリニック													
共済 太郎	5 4	1	調剤	3500	2450		1050				1050		
〇〇〇調剤薬局〇〇店													
共済 花子	5 5	7	医科入院	150000	105000		45000	20000		20000	25000		
〇〇〇大学病院													
(所属所) (証番号) (所属所・企業) (部課署コード)													
200 200000			500			500							

医療費控除の申告手続きに使用する際の注意点

- ◆医療機関等からの医療費の請求は、診療月より2ヵ月遅れで共済組合に届くため、令和5年11月および12月診療分については反映されていません。医療費の領収書等により申告してください。
- ◆対象期間内であっても、医療機関等から請求が遅れていると通知書に反映されません。この場合も領収書等により申告してください。
- ◆共済組合が把握していない医療費助成を受けている場合や、公費負担医療が含まれている場合は、実際の窓口負担額とは異なる場合があります。必要に応じてご自身で訂正して申告してください。その他医療費控除の申告に関することは、税務署へお問い合わせください。

育児休業手当金

育児休業を取得し報酬が支給されないとき、育児休業手当金が支給されます。

◆支給期間

原則、**その子が1歳に達する日までの**期間支給されます。

また、保育所の入所等の事情により支給期間を1歳6ヵ月(最長2歳)に達する日まで延長又は短縮することができます。手続きには育児休業手当金変更請求書と**添付書類**が必要となります。

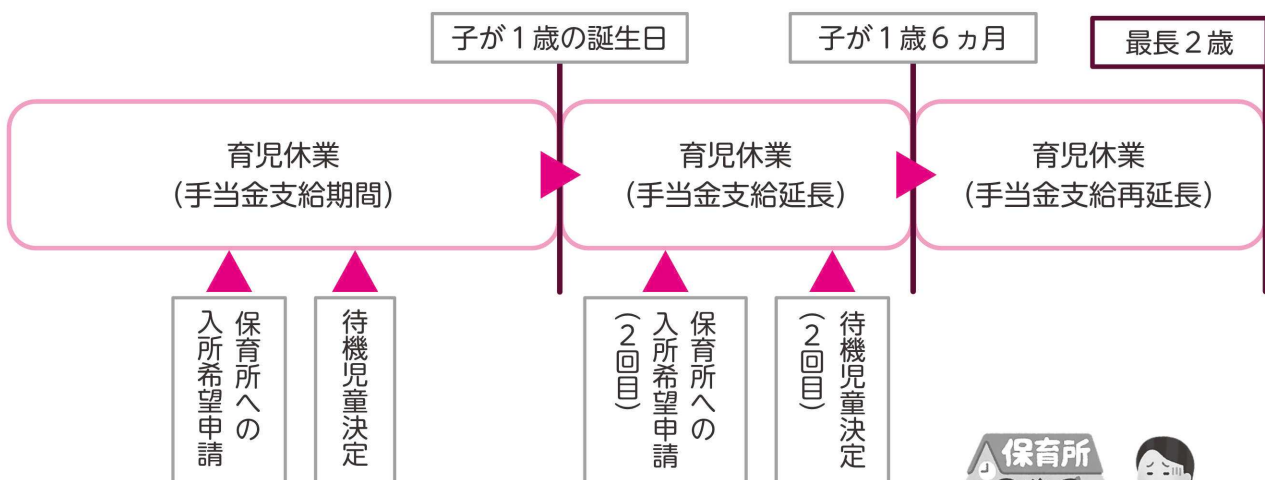
◆待機児童となった場合

子が1歳の誕生日の前日までに保育所に申し出をし、**入所希望日が1歳の誕生日以前**であった状態で、保育所の入所待ち等の理由により保育所への入所ができない場合、1歳6ヵ月に達する日の前日まで手当金支給期間を延長することができます。

また、子が1歳6ヵ月に達する日の前日までに、**再度**申請をし、待機状態が継続となった場合は、子が2歳の誕生日の前日まで延長することができます。

添付書類：保育所の入所不承諾通知書など**保育所の入所に関する市町村長の証明書**

※認可保育施設に限られます。



◆支給金額

- ・ 育児休業開始日から**180日目まで**
標準報酬月額 × 1/22 × 育児休業日数 × **67%**相当額
- ・ 育児休業開始日から**181日目以降**
標準報酬月額 × 1/22 × 育児休業日数 × **50%**相当額



例) 標準報酬月額380,000円の方で、令和6年1月1日~12月末まで育児休業を取得した場合

育児休業開始日から**180日目(6月28日)まで**

$$380,000円 \times 1/22 \times 130日間 \times 67\% = 1,504,100円$$

181日目(6月29日)以降

$$380,000円 \times 1/22 \times 132日間 \times 50\% = 1,139,820円$$

$$\text{合計 } 2,643,920円$$

傷病手当金

～病気やケガで勤務を休み報酬が支給されないとき～

組合員が公務によらない病気やケガで勤務を休み、報酬の全部または一部が支給されないとき、傷病手当金が支給されます。

支給期間

支給開始日から1年6ヵ月(結核性の病気は3年)

支給日額

●組合員期間が1年以上の場合

過去1年間の標準報酬月額 $\div 22 \times 2 / 3$

●組合員期間が1年未満の場合

支給開始月以前の継続した組合員期間の標準報酬月額の平均
または
380,000円
(令和4年9月30日時点の全組合員の平均標準報酬月額)

のいずれか
低い額 $\div 22 \times 2 / 3$

- ▶ 支給開始日は、勤務することができなくなった日から4日目以降で、支給日額が報酬日額を上回った日になります。
報酬日額 = 日々の勤務に対して支給されるもの(給料月額等) \div 勤務を要する日数 + 月額で支給されるもの(扶養手当等) $\div 22$
- ▶ 報酬の一部が支給されるときは、支給日額から報酬日額を差し引いて支給します。
- ▶ 勤務できなかった日数分(週休日を除く)を1ヵ月単位で支給します。

このような場合は退職後も支給されます！

退職日まで継続して1年以上の組合員期間があって、退職日時点で傷病手当金が支給されているか、報酬が支給されているため傷病手当金が支給されていない場合は、退職後にその傷病により就労できなければ傷病手当金が支給されます。

給付金等受取口座を確認してください！

給付金等は、共済組合に加入されたときに届出された「給付金等受取口座」に送金しています。口座を解約された際などは、変更登録が必要ですので、「給付金等受取口座変更依頼書」を提出してください。

なお、退職後も高額療養費や附加金を給付する場合がありますので、しばらくの間は口座を解約しないようお願いします。

また、氏名が変わった場合は、金融機関で名義変更のお手続きをお願いします。

健康保険証を
お使いのみなさまへ

ぜひ一度、使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用



① データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

② 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※なお、新しい保険者への加入手続きは必要です。

③ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

◎問い合わせ先 保険課 TEL 022-263-6411

がん検診・インフルエンザ予防接種 助成

検診・予防接種を受けた際の領収書等をお勤め先の共済事務担当課に提出してください。
共済事務担当課を経由し助成金を交付します。

乳がん検診

助成対象：組合員
助成金額：2,300円

子宮がん検診

助成対象：組合員
助成金額：3,100円

前立腺がん検診

助成対象：50歳以上の組合員
助成金額：1,000円

インフルエンザ予防接種

助成対象：組合員、被扶養者
(65歳以上の者を除く)

助成金額：1,000円

助成回数：当該年度 年1回
接種日において13歳未満の被扶養者は、2回まで助成対象。
費用が上記金額を下回る場合は負担実費分を助成。

助成対象接種期間：
10月から1月の
予防接種分



※いずれの助成も任意継続組合員を除きます。

◎問い合わせ先 福祉課 TEL 022-263-6413

「お友達、元気ですか...?」



つむぐ健康、つながる未来。

メンタルヘルス
相談事業

こころケア♡とも

「とも」で
できること

ご自身のお悩みはもちろん職場のお仲間やお友達のこともご相談いただけます。友人が辛い思いをしてるなら、あなたがいることを伝えることが、とても大切です。

組合員と家族および所属所を対象に、共済組合と臨床心理士・精神保健福祉士が連携して心の健康保持・増進と所属所における健康経営の支援を行います。
(利用者名、相談内容等は守秘事項として厳正に管理されます)
カウンセラー：臨床心理士・精神保健福祉士



事業案内

<カウンセリング相談>

利用：組合員、同僚、上司、家族等
内容：メンタルヘルスに関する個別相談

<コンサルティング相談>

利用：所属所の人事管理担当者、復職支援する担当課や担当者等
内容：不調者の病気休業の相談、休業中の対応、職場復帰支援や配置換え等に関する人事、管理等の組織運営全般の相談

ご予約：二次元コードから空き状況を確認、組合員証(保険証)をご用意のうえお電話でご予約ください。

場 所：共済組合事務局会議室(対面式) 利用日：毎週月曜日(午後1時から5時)
お時間：1回の相談につき1時間(4回/日) 料 金：無料



空き状況

【共済組合のメンタルヘルス事業の特徴と重要な取り組み】

所属所と共済組合が ともに課題解決に取り組む 伴走型支援事業であること

・一次予防(不調にならない取り組み)について

これまでどおりメンタルヘルスセミナー等を開催して基礎知識を習得いただくとともに、カウンセリングにより予防や回復への行動をイメージできるような、一体的なサービスを目指します。対面式カウンセリングのメリット(感情が伝わりやすい空気感)と効果を広く普及していきます。

・二次予防(早期発見)

不調者の異変に気づきやすい職場の友人や同僚、上司等の親近者であるフォロー者にカウンセリングによる支援を行い、職場単位で重症化予防への行動を促進できるよう取り組みます。

・三次予防

(復職支援と再発予防)

人事部門や復職支援担当課等にコンサルティングによる助言等の支援を行い、所属所における健康経営の支援を行います。

こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

厚生労働省

あなたのこころとからだは
SOSを出していませんか?

あなたのつらさを軽くするためのヒントや
相談窓口があります



事業者の方へ

職場のメンタルヘルス対策に
役立つ情報もあります

こころの耳

検索

<https://kokoro.mhlw.go.jp>



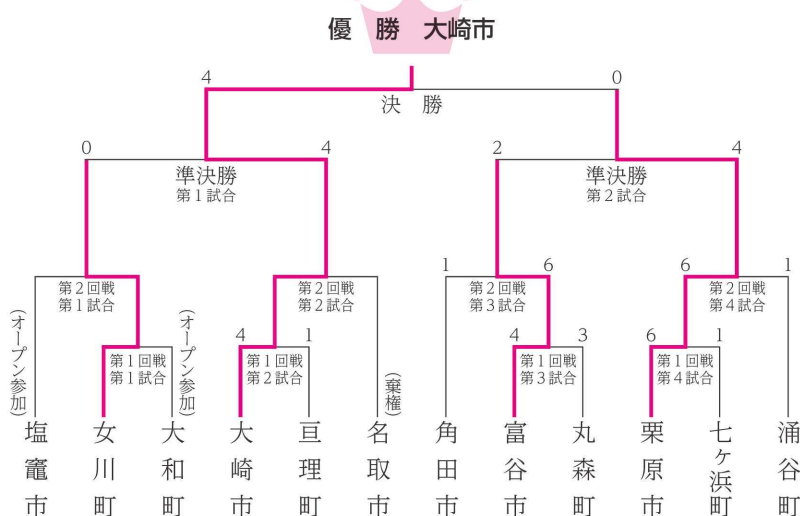


第52回

市町村職員卓球大会開催

令和5年10月21日、名取市民体育館において、第52回宮城県市町村職員卓球大会を開催し、団体戦および個人戦(各4種目)において、各地区の予選を勝ち抜いた代表が熱戦を繰り広げました。団体戦では、大崎市チームが(中断を挟んで)大会5連覇となる快挙を成し遂げました。

その他、試合結果については以下のとおりです。



優勝した大崎市チーム



準優勝した栗原市チーム

【団体戦】(トーナメント表のとおり)

優勝：大崎市 準優勝：栗原市 第三位：女川町、富谷市

【個人戦：男子シングルス】

優勝：菅原 拓磨(大崎市)
準優勝：鈴木 良輔(黒川行政)
第三位：土田 航平(栗原市)、設樂 誉(塩竈市)

【個人戦：女子シングルス】

優勝：相澤 早紀(大崎市)
準優勝：松橋 ほのみ(黒川行政)
第三位：久本 ひなた(美里町)、津田 知奈(女川町)

【個人戦：40歳以上男子シングルス】

優勝：加藤 忠(栗原市)
準優勝：升 敬弘(村田町)
第三位：佐々木 敦(涌谷町)、熱海 潤(涌谷町)

【個人戦：ミックスダブルス】

優勝：佐竹 克心・安藤 美穂子(大崎市)
準優勝：鹿野 有三・晴山 紗織(栗原市)
第三位：鎌田 侑希・上杉 琉日(大郷町)、戸羽 尚也・大羽 成美(岩沼市)





第64回

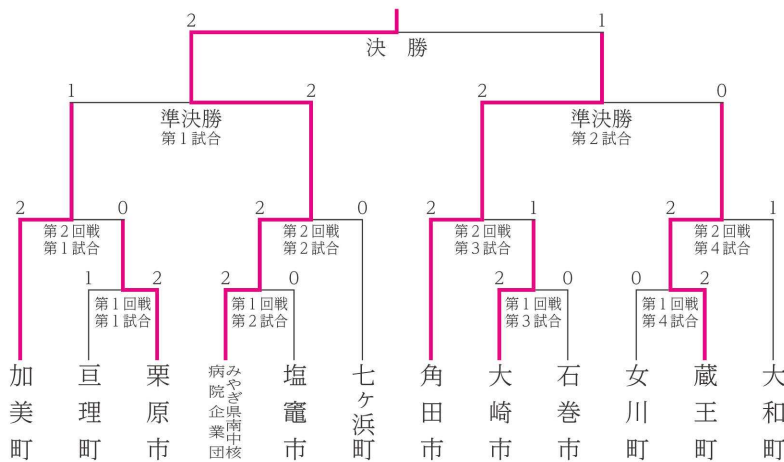


市町村職員バレーボール大会開催

令和5年11月18日、岩沼市総合体育館において、第64回宮城県市町村職員バレーボール大会を開催し、各地区の予選を勝ち抜いた代表が熱戦を繰り広げました。決勝戦は、フルセットの戦いとなりましたが、みやぎ県南中核病院企業団チームが見事勝利し、大会通算2度目の優勝を飾りました。

その他、試合結果については以下のとおりです。

優勝 みやぎ県南中核病院企業団



【大会結果】

優勝：みやぎ県南中核病院企業団
 準優勝：角田市
 第三位：加美町、蔵王町

【優秀選手賞】

島 敬太(みやぎ県南中核病院企業団)
 眞壁 彩季(みやぎ県南中核病院企業団)
 南條 光一(角田市)



優勝 みやぎ県南中核病院企業団チーム



準優勝 角田市チーム



10年後もその先も、元気な身体を維持するために 40歳以上の被扶養者のみなさまへ 特定健診・特定保健指導は受けましたか？

今年度の
有効期限は
令和6年
3月31日です。
早めに受けましょう！

特定健康診査

(特定健診)

お体の状況を確認するため健診は毎年受けましょう！
※特定健診は、法律で保険者に実施が義務づけられています。

■特定健診とは

生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象にメタボリックシンドローム(メタボ)に着目した健診を行います。

■メタボリックシンドローム(メタボ)とは

内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わされることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態を指し、単に腹囲が大きいだけでは、メタボリックシンドロームにはあてはまりません。

■特定健診の健診項目 メタボリックシンドロームに着目した項目！

【基本的な健診の項目(必須項目)】

- ◆既往歴調査(服薬歴および喫煙歴は必須)
- ◆理化学的検査(自覚症状および他覚症状)
- ◆身体計測(身長、体重、腹囲、BMI)
- ◆血圧
- ◆肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))
- ◆血中脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
- ◆血糖検査(空腹時血糖またはHbA1c)
- ◆尿検査(尿糖、尿蛋白)

【詳細な健診の項目(医師の判断に基づき実施する項目)】

- ◆血液学検査(貧血検査)(ヘマトクリット値、色素、赤血球数)
- ◆心電図
- ◆眼底検査
- ◆血清クレアチニン検査(eGFR)



【パート先等お勤め先で健診を受けた方】 【個人で人間ドックを受けた方】

あらためて特定健診を受ける必要はありません。
上記の健診の必須項目を満たしていれば特定健診を受診したことになりますので、以下の書類を共済組合にご提出ください。

【ご提出いただく書類】

- ①健診結果の写し
- ②特定健康診査質問票
※当組合から特定健康診査受診券を配布時、一緒に配布済
- ※当組合ホームページの「申請書類一覧」からダウンロードができます。
- ③特定健康診査受診券



【これから受けたい方】

■健診受診方法

健診センター、近くの医院等で
事前にご予約のうえ受診ください。

※健診機関は共済組合ホームページからご確認ください。

■健診料

【特定健康診査受診券】
「特定健康診査受診券」をお持ちの方は**上記健診項目が無料**で受けられます。

※特定健康診査受診券が見当たらない場合は、再発行いたしますので共済組合にご連絡ください。



【特定健康診査受診券】

特定保健指導

「利用券」が届いた方は、ご自身およびご家族の為に保健指導を受けましょう！

■特定保健指導とは

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、**生活習慣の改善による生活習慣病予防の効果が多く期待できる方に対し**、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すサポートをします。

■利用方法

特定保健指導の対象となった方に共済組合から「特定保健指導利用券」をお送りします。届いた方は、希望の指導機関へご予約のうえ、ご利用ください。

※利用券が届く前に特定保健指導を始めている場合は、そのまま継続してください。

■利用料 **無料**

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

特定健診・特定保健指導 実施状況

共済組合では、組合員と被扶養者のみなさまの健康保持・増進と、短期経理の財政安定化のため、データヘルス計画を策定しています。健康状態確認のための特定健診と、将来のリスクがある方の改善のための特定保健指導の状況をご報告いたします。

1 特定健康診査の受診状況(受診率)

メタボリックシンドロームをはじめ、生活習慣病の発見に的を絞った健診で、国が設定した目標値を踏まえ、本組合データヘルス計画においても受診率の目標値を設定、国への報告を行っています。

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	85.0	86.0	88.0
実績値	85.4	86.9	88.9
(うち組合員)	95.5	96.3	96.5
(うち被扶養者等)	47.5	50.2	56.9

※各年実績値は、国への法定報告値(各年11月1日時点)を記載

組合員については、高水準で推移しています。
被扶養者・任意継続組合員についてはコロナ禍が始まった令和2年に比べ、年々受診率が復調しました。

年に一度は体の状態を知るための健診の大切さや、健診の負担の少なさを継続して発信し、健康増進に努めます。

お願い

被扶養者の方が、パート先等で健診を受診されている場合、健診結果表のご提出のご協力をお願いします。特定健診受診実績に計上されます。なお、改めて健診を受診いただく必要はありません。

2 特定保健指導の実施状況(実施率)

健診の結果から、このままの生活習慣では生活習慣病リスクのある方へ、生活習慣の意識づくりをするため、特定保健指導を実施しています。国が設定した目標値を踏まえ、本組合データヘルス計画においてもその実施率の目標値を設定、国への報告を行っています。

(単位：%、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	38.0	40.0	45.0
実績値	29.0	28.1	27.0
(対象者数)	2,370	2,302	2,262
(終了者数)	687	648	611

※各年実績値は、国への法定報告値(各年11月1日時点)を記載

組合員数(特定健診対象者数)が増加している中で、特定保健指導の対象者については減少傾向が続いています。

これは、生活習慣病のリスクのある方が治療や生活習慣の改善等で減少したと分析していますが、特定保健指導の対象者数に対し、終了者数の割合を鑑みると、引き続き保健指導の利用促進に努める必要を感じます。

3 健診レベル判定

令和3年度から令和4年度の特定健診のレベル判定結果の推移は下表のとおりとなりました。肥満の方は非肥満の方に比べて受診勧奨判定値該当者や服薬中の方の割合が大きくなっています。体重適正化や重症化予防が重要となってくるので、引き続き保健指導等をご活用ください。

今後も継続して
健診受診しよう

生活習慣の
見直しを！

医療機関の
受診を！

必要な治療の
継続・改善を

	健診基準内	保健指導判定値該当	受診勧奨判定値該当	服薬中
肥満	5.9 → 5.9	10.2 → 10.0	9.1 → 8.8	17.0 → 16.9
非肥満	26.1 → 25.4	15.5 → 15.9	6.4 → 6.6	9.9 → 10.4

(単位：%)

4 健診がゴールではありません！

健診は、健康状態を確認する手段の一つです。健診を受ければ終わりではありません。生活習慣病は自覚症状が少ないまま進行し、やがて命にかかわる重大な病気を引き起こしますが、その多くは**予防が可能**といわれています。

組合員のみなさまにおかれましては、職場の定期健診のほか**人間ドック**や**がん検診・脳検診助成**を活用し、定期的な検診で健康の変化に気をつけていただき、特定保健指導の対象となられた場合には、生活習慣改善・予防のためご利用ください。



学費・家賃等々のお支払いに…入学貸付・修学貸付をご利用ください(^o^)/

対象者一人につきの入学貸付・修学貸付の限度額例

貸付種類	高校1年	高校2年	高校3年	大学1年	大学2年	大学3年	大学4年	大学院
入学貸付	限度額 200万円	—	—	限度額 200万円	—	—	—	限度額 200万円
修学貸付	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	対象外

対象になる費用

入学金、授業料、同時に納入する諸費用、教材費(パソコン・教科書等)、制服代、修学旅行代、通学費(定期券・自転車)、就学するための下宿、寮、マンション・アパート等の賃貸費用(同時に納入する諸費用・生活必需品の購入費用等)、仕送り、その他必要な費用

対象者

組合員およびその被扶養者
(被扶養者でない子を含む)

年利率
1.26%(変動)

対象の学校 注)大学院：入学貸付のみ対象

高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、大学(大学院)、短期大学、高等専門学校、専修学校および各種学校、これらに準ずる外国の教育機関

入学貸付 申込書を受付後、7営業日以内に送金します!

【貸付金額】 1万円~200万円(1万円単位)
【貸付限度額】 対象者一人につき、入学ごとに、給料月額
の6ヵ月に相当する金額で、限度額200万円

【例】

貸付金額	償還区分	毎月の償還金額	ボーナス償還金額
200万円	毎月償還のみ	17,747円	—
	ボーナス併用償還	11,834円	35,502円

【入学貸付限度額の計算例】

給料月額の6ヵ月に相当する金額	限度額
330,000円×6ヵ月=1,980,000円	198万円
350,000円×6ヵ月=2,100,000円	200万円

※給料月額：給与明細の給料額

入学・修学貸付とも
元金償還据置可能

修学貸付 2月~4月申込みで…1年間(4月~翌年3月)の費用を貸付けします!

【貸付金額】 1万円~180万円(1万円単位)
【貸付限度額】 通学する教育機関の修業年限(4年制の場合、4年間)を限度に、対象者一人につき、一学年ごとに、限度額180万円

【受付日と送金日】

1日~15日受付→受付月の末日
16日~月末受付→受付月の翌月15日

休日の場合は、前営業日に送金します。

【2月~4月お申込みの場合の貸付金額】

12万円	24万円	36万円	48万円	60万円	72万円	84万円	96万円
108万円	120万円	132万円	144万円	156万円	168万円	180万円	—

5月~翌年1月お申込みの場合…月が経過するごとに、貸付金額が変わります。

お申込み書類 お勤め先の共済事務担当課様を通じてお申込みください。

- ①貸付申込書
- ②借入状況等申告書
- ③団体信用生命保険加入申込書(任意)
- ④給与明細書のコピー(直近のもの・給料月額確認用)
- ⑤合格通知書等のコピー(入学貸付の場合)
- ⑥在学証明書(修学貸付の場合)※入学時のみ、在学証明書に代えて合格通知書等のコピー可
- ⑦入学・修学に必要な費用がわかる書類
- ⑧戸籍抄本または住民票(対象者が被扶養者でない子の場合)

線上償還は
いつでも可能!
手数料なし

お手続きは
簡単!

- ◆他の金融機関等からの借入れがある場合、借入状況と償還額がわかる書類(償還表等のコピー)が必要となります。
- ◆他の金融機関等の返済額を含めた毎月の返済額および年間の返済額が、給料月額および年収額の30%を超える場合はお申込みできません。
- ◆任期の定めのある組合員様(短時間勤務職員等)については、任用期間内に償還を終了していただくこととなります。そのため、貸付金限度額等については、この限りではありませんのでご留意ください。

ご自宅のリフォーム(屋根・住宅の外壁修理等々)に住宅貸付をご利用ください(^o^)/

■リビング、キッチン、浴室、トイレ、外壁、屋根などのリフォーム、サンルーム、太陽光発電装置、エコキュートの設置工事など

(例) 貸付金額300万円 【毎月償還のみ】 償還回数 300回 毎月の償還額 11,663円
【ボーナス併用償還】 償還回数 180回 毎月の償還額 12,202円 ボーナスの償還額 36,606円

●お申込み書類

- ①貸付申込書
- ②借入状況等申告書
- ③工事内容書
- ④契約書のコピー
- ⑤見積書
- ⑥平面図・立面図
- ⑦住民票
- ⑧団体信用生命保険加入申込書(任意)

●貸付後にご提出いただく書類

- ①借用証書、印鑑証明書
- ②完了報告書、工事該当部分の工事前後の写真

詳しくは、共済組合ホームページ「福祉事業」をご覧ください。



定年延長に伴う60歳以降の貸付金の償還

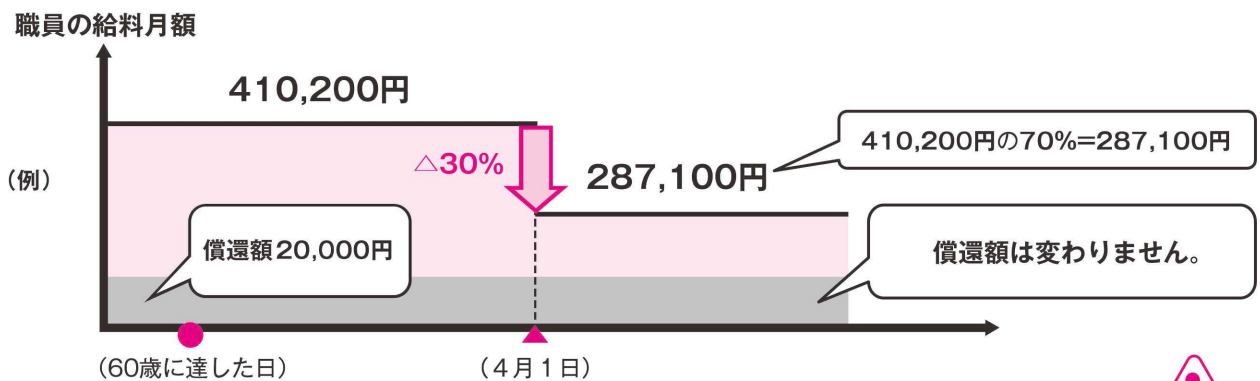
地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、当分の間、職員の給料月額が、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となります。

当組合の貸付けを受けている方で、60歳以降も償還が続く場合、下図のとおり、給料月額が7割水準になりますが、現行の取扱いでは、償還額は変わらず、給料等からの控除は継続されますので、ご注意ください。

なお、組合員資格を失った(退職した)とき、又は、退職手当若しくはこれに相当する手当の支給を受けたときは、貸付金残額および利息を一括で退職手当等から控除(償還)することとなります。

～給料月額の7割措置時のイメージ～

60歳超職員の給料月額 = (給料表の職務の級・号給に応じた)給料月額の70% (70/100)



令和5年度から、定年年齢が段階的に引き上げられ、令和13年度から65歳となります。これにより、令和13年度以降、60歳から65歳までの最長5年間、給料月額が7割水準となります。

物資事業のお知らせ

自動車

対象 自動車・軽自動車
金利 **年2.0%**
立替額 10万円～300万円
(5万円単位)



一般物資

対象 時計、バイク、カメラ等
金利 **無利息**
立替額 1万円～80万円
(1,000円単位)



一般物資は分割金利もないので、おすすめです。生活福祉にお役立てください。

令和5年上半期 一般物資 利用ランキング
1位：時計 2位：バイク 3位：自動車用品

詳しくは共済組合のホームページ「物資事業」へ!!



◎問い合わせ先 福祉課 TEL 022-263-6413

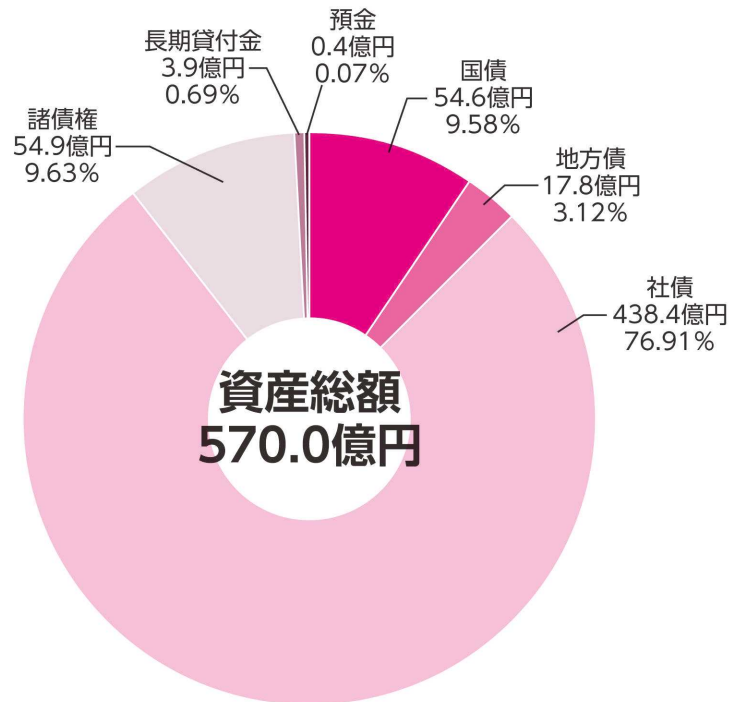
共済貯金からお知らせ

(単位：千円)

令和5年度開始時資産(1)	56,121,883
令和5年度年度開始時預り金(2)	129,213
(1) - (2) A	55,992,670
令和5年度末資産推計(3)	58,543,101
令和5年度末預り金推計(4)	146,589
(3) - (4) B	58,396,512
運用利益推計	C
	852,814

市中銀行の預金より断然お得な**[年利1.0%]**の利率が魅力です。令和5年度の予定運用利回りは、
 $\text{左表C} \div \{A + (B - C)\} \times 1/2 = 0.015023\dots$
推計1.5023%となっております。

資産の構成割合(令和5年11月末現在)



また、みなさまからお預かりした大切な資金は、債務履行の確実性が高い有価証券等を中心に運用し、運用益をみなさまに還元しています。

資産の構成割合は右の図のとおりです。

新たに貯金加入希望の方は、お勤め先の共済組合事務担当課へお申し出いただき、「貯金加入申込書兼受取口座届書」をご提出ください。

共済貯金払戻日および払戻請求締切日のお知らせについて

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
令和6年2月	2/1(木)	2/9(金)	2/9(金)	2/20(火)	2/20(火)	2/29(木)
3月	3/1(金)	3/11(月)	3/11(月)	3/19(火)	3/19(火)	3/28(木)
4月	4/2(火)	4/10(水)	4/10(水)	4/19(金)	4/19(金)	4/30(火)

◎問い合わせ先 総務課経理係 TEL 022-263-6414

有限会社 みやぎ共済が取り扱っております団体保険のうち、所得補償保険については令和6年6月に、傷害総合保険、新・団体医療保険および親子のちからについては、令和6年7月に、保険の更新の時期となります。

これらの保険は、宮城県市町村職員共済組合の組合員を対象にしたもので、団体割引により保険料が割安となっている保険です。現在ご加入いただいている方は引き続き加入くださるようお願いいたします。現在ご加入されていない方についても、この機会に加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

団体保険の募集を開始します！

団体保険

- ◎傷害総合保険(事故によるけが等を補償。個人賠償責任補償特約、天災危険補償特約付)
個人コースには携行品損害付、またゴルフ特約や弁護士費用補償特約(弁護のちから)を選択可能
- ◎所得補償保険(病気やけがで就業できない場合365日補償)
- ◎新・団体医療保険(病気による入院・手術・退院後通院、三大疾病診断金、先進医療等費用を補償)
(医療保険基本特約・疾病保険特約等セット団体総合保険)
- ◎団体総合保険「親子のちから」(組合員等の両親(対象者)が所定の要介護状態となった場合に、被保険者が負担した親の介護サービス利用費用を補償)

○募集期間 令和6年2月8日(木)～3月15日(金)

○保険期間 所得補償保険：令和6年6月1日午後4時～1年間

傷害総合保険、新・団体医療保険および親子のちから：令和6年7月1日午後4時～1年間

- ・加入資格：宮城県市町村職員共済組合の組合員
- ・加入対象者：組合員、組合員の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族
(親子のちからの加入対象者は、組合員の両親、配偶者の両親)

*団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変更となることがあります。

そのほかにも、各種保険を取り扱っております。

*上記は概要を説明したものです。詳しい内容については、みやぎ共済または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。



お問い合わせは下記代理店まで

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店

有限会社 みやぎ共済

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目10番25号

TEL 022-223-0740 FAX 022-215-0785

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

引受保険会社名

損害保険ジャパン株式会社

仙台支店法人第一支社

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35

TEL 022-298-1352 FAX 022-298-2271

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

承認番号 SJ23-09819 作成日2023年11月9日

令和5年度委託保養所の追加指定のお知らせ



施設名	名取市サイクリングスポーツセンター 名取ゆりあげ温泉「輪りんの宿」
所在地	〒981-1213 宮城県名取市関上字東須賀2番地の20
連絡先	022-385-8027



各予約サイトで高評価!



Rakuten
Travel

4.64/5.00



4.6/5.0

※実際にご宿泊のお客さまによるクチコミの、各社集計による評点(令和6年1月上旬現在)

「永年勤続退職 パレス松洲平日優待券」の有効期限は3月31日です。

ご予約はお早めに。

3階・4階客室空調工事のため、
2024年4月1日(月)から4月25日(木)まで
休館いたします。

宮城県市町村職員共済組合保養所

パレス松洲

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020

<https://www.palace-matsushima.jp>



宮城 共済のあゆみ

●発行所 宮城県市町村職員共済組合・〒980-8422仙台市青葉区上杉一丁目2-3(自治会館内)
●編集発行人 丸山 泰弘・電話022(723)2525